

☆道路法

(通行の禁止又は制限)

第四十六条

道路管理者は、下記においては、交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

**なまらハンパでない地吹雪・猛吹雪
路面凍結(峠)・積雪(峠)**

☆事前通行規制

大雨や台風による土砂崩れや落石等の恐れがある箇所については、過去の記録などを元にそれぞれ規制の基準点を定め、災害が発生する前に「通行止」などの規制を実施し、道路を利用する皆様の安全を確保する。

国道334号線の場合

斜里町字日の出ゲート～斜里町ウトロ西ゲート間

通行規制開始	24時間連続雨量	140mm
通行規制解除	雨が止んで4時間経過し、安全が確認されたら。	

道道093号線の場合

カムイワッカゲート～国道334交点ゲート間

通行規制開始	時間雨量	30mm
	24時間連続雨量	70mm
通行規制解除	雨が止んで6時間経過し、パトロールが入って、安全が確認されたら。	

詳しくは下記までお問い合わせお願い申し上げます。

国道：北海道開発局網走開発建設部 網走道路事務所

電話：0152-43-4328

道道：網走建設管理部斜里出張所

電話：0152-23-3141